

# 横浜市立上菅田笹の丘小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

## I いじめ防止に向けた学校の考え方

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法より抜粋）

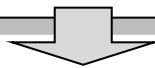
### 【いじめ防止等に向けての基本理念】

#### 《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

（横浜市基本方針より抜粋）

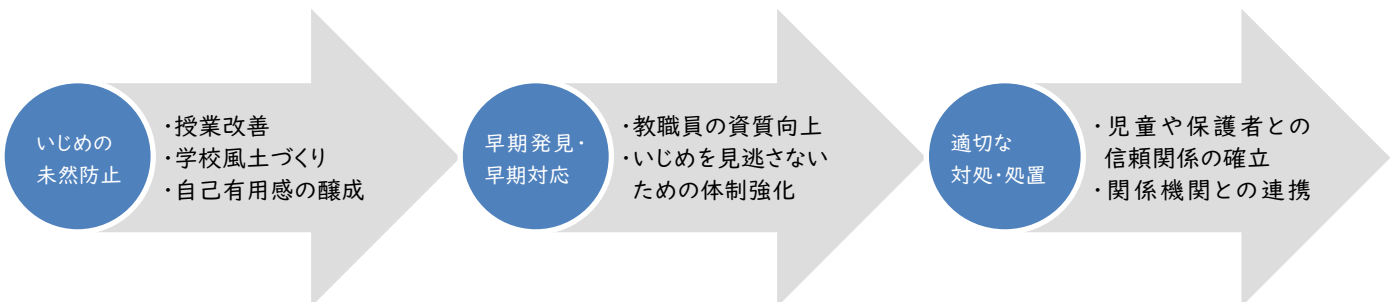


### 【上菅田笹の丘小学校のいじめ防止等に向けての基本理念】

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、学校・家庭・地域の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も学校・家庭・地域全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人との関わりの中で自己の特性や可能性を認識するとともに、他者の長所等を発見する。学校・家庭・地域が互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識をし、次の3つの柱を意識して、組織として確実に対応していく。

### 【いじめを防止するための基本的な3つの柱】



## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ①委員会の構成員

○学校いじめ防止対策委員会(月1回以上):毎月最終週の木曜日を基本とする

…校長、副校長、児童支援専任、児童指導担当

次の職員は必要に応じて招集する→養護教諭、学級担任、学年職員、その他関係職員

○指導部会(月1~2回) …児童支援専任、各学年の代表

○職員会議(児童指導全体会)(月1回) …全職員

○朝の打ち合わせ(児童理解)(週1回)

※スクールカウンセラー、SSW など必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### ②委員会の運営

○「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。

○いじめを認知した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

○学校長は、学校として組織的に対応方針を決定する。

○会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

※原則、司会及び板書:児童支援専任 記録:学年職員 管理:管理職及び児童支援専任

○指導部会は、日常的な児童指導案件の確認及び対応の部会とする。

○職員会議(児童指導全体会)は、情報共有の場とする。

### ③委員会の活動内容

○未然防止

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。

・学校運営協議会、学校説明会等で家庭・地域へ、学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を周知する。

○早期発見・事案対処

・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。

・いじめ(「疑い」も含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。

・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取り組みの検証

・学校いじめ基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施をする。

・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ基本方針の見直しをする(PDCA サイクルの実行を含む)。

### 3 いじめの未然防止、早期発見、措置、解消、年間計画

#### 【いじめの未然防止】

- ・「他者に必要とされている」「他者の役に立っている」「相手から認められている」という実感をもつことができるよう、授業や行事等の中で、活躍できる場面を作り出していくようにする。自分が認められ、他者を認めることのできる「いじめの生まれにくい学校風土づくり」を進めていく。
- ・「子どもの社会的スキル 横浜プログラム」を活用した個や集団の実態把握から社会性の育成及び集団作りをする。
- ・学校教育活動全体（特に道徳教育や人権教育）で推進する。
- ・横浜子ども会議での取り組みについて児童運営委員会から全校に発信し、いじめについて全校児童が考える。
- ・インターネット等を通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する（4～6年対象）。
- ・職員研修を実施する。

#### 【いじめ早期発見】

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりや地域の方との協同体制づくりをする。
- ・定期的な学校アンケートや全市一斉のアンケートを実施する（5月と11月に実施）。
- ・定期的な教育相談を実施する（保護者）。4月：個人懇談（希望者） 7月：個人懇談 12月：個人懇談
- ・必要に応じて保護者、地域、関係機関と連携する。

#### 【いじめに対する措置】

- ・学校いじめ防止対策委員会において組織的な対応を徹底する。
- ・被害児童の安全確保を最優先とし保護者への支援も実施する。
- ・加害児童や保護者への指導、支援をする。
- ・必要に応じて警察署等関係機関と連携する。いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報する。
- ・保護者や学校運営協議会等へ協力を依頼する。

#### 【いじめの解消】

次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3カ月（目安）止んでいること。
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

#### 【教職員等への研修】

- ・特別支援教育全体会
- ・職員研修①（特別支援）
- ・職員研修②（人権教育）
- ・学校生活アンケート活用研修
- ・「いじめ」根絶！横浜メソッドに基づいた研修

#### 【学校運営協議会等の活用】

学校運営協議会において、保護者・地域の方とも情報を共有し、連携・協働して取り組む。

- ・登下校及び放課後等の見守り。
- ・地域における風評等があった際には学校に連絡。
- ・「重大事態」となった時は、臨時で集まって情報共有及び対応相談等。など

## 【年間計画】

月	予 定		
4	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ いじめ防止対策委員会 学校・学級風土づくり 個人懇談(希望者)による聞き取り		
5	いじめ解決のための生活アンケート(記名式アンケート・教育相談) いじめ防止対策委員会	<b>いじめ根絶!横浜メソッド 研修</b> ▲	
6	学校生活に関するアンケート①と活用研修	<b>授業改善</b> ・重点研究 ・メンターチーム ・初任者研修 ・2、3年目研修 ・リーダーシップ開発研修 ・人材育成マネジメント研修 ・エキスパート研修 等  <b>「子どもの社会的スキル 横浜プログラム」の実践</b>  <b>道徳教育</b>  <b>ペア学年交流</b>	
7	個人懇談 職員研修① 横浜子ども会議①		
8	いじめ防止対策委員会 横浜子ども会議②③		
9	いじめ防止対策委員会		
10	いじめ防止対策委員会		
11	<b>職員研修②</b> 学校生活に関するアンケート② いじめ防止対策委員会		<b>他者の理解を深める 体験活動</b> 障害者・高齢者体験
12	人権週間 個人懇談 いじめ防止対策委員会 いじめ一斉解決キャンペーン(無記名式アンケート、教育相談)		
1	いじめ防止対策委員会		
2	保育園・幼稚園児との交流(5年)		
3	年間の振り返り、新年度への引継ぎ		▼

## 4 重大事態への対処

### 【重大事態の定義】

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
 (いじめ防止対策推進法第28条第1項)

いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告、調査等に当たる。

### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

## 6 参考資料

- ・横浜市いじめ防止基本方針(平成29年10月改訂)
- ・いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省 平成29年3月14日改訂)